

卸・小売業における労働災害防止対策事例

足立労働基準監督署

本事例は、平成26年10月15日に、労働災害のない職場づくりに向けて緊急要請し、各事業場から報告のあった労働災害防止対策実施状況報告により、主な対策をまとめたものです。

以下の事例を参考に、さらなる労働災害防止対策の推進に努めてください。

【墜落・転落防止対策事例】



- 階段にすべり止めを貼り、転落防止を行っている。
- 階段を慌てて駆け下りないよう、「走るな危険！」のポスターを掲示し、注意喚起している。
- 階段の左側通行の表示と徹底による激突転落防止を推進している。
- 荷物を持って階段の昇降はせず、エレベーターの使用を推進している。
- 脚立を使用しての作業は複数名で行い、かつ、名札等の首回りの物は引っ掛かりやすく墜落の原因となることから、必ず外すよう徹底している。
- 商品陳列作業に脚立を使用するときは、「一段ずつ」昇降するよう徹底している。
- 脚立や踏台は安定した場所で、かつ、正しい使用方法で使用するよう指導している。
- 脚立使用時の墜落災害防止のため、販売促進物の天井への貼り付けを禁止している。
- 車両の荷台から降りる際は、手すりに掴まるか、床に手を着いて降りることを指導している。（飛び降り禁止！）
- 車両の荷台上で作業するときは、作業スペースを確保し、後ろ向きで行わないよう指導している。
- 高所作業をなくすため、荷物の高積を禁止している。（床上2mの位置にテープで表示し高積防止を周知徹底）

【転倒防止対策事例】



安定性の良い踏台

- 3S運動（整理・整頓・清掃）を実施している。
- 4S運動（3S運動＋清潔）を実施している。
- 4Sを維持・継続するため、毎日のミーティング時に部門ごとに朝一番で「4Sチェック」した内容を伝達し、共有化を図っている。
- 4S運動の担当責任者を各部署から指名し、実施・管理している。
- 5S運動（4S＋躰）を実施している。特に責任者への躰を徹底している。
- 月1回、チェックリストに基づく5S運動の評価を行い、公表して意識高揚に努めている。
- 倉庫や事務所内の整理整頓を常に行っている。
- 店内整理の時間を決めて、全従業員で一斉に行っている。
- 什器備品は定位置管理を徹底し、つまずきによる転倒防止を実施している。
- 通路確保のため白線を引いている。（荷物置場との区別）
- 特にバックヤードの通路確保を徹底している。

整理整頓



- バックヤードの在庫は陳列導線を確保した配置としている。
- 入荷の仮置スペースの確保を徹底している。
- 6輪カート置場の明確化（テープでライン引き）による、つまずき転倒防止を徹底している。
- 通路、階段、出入口に物を放置しないよう徹底している。
- 段差がある個所は注意喚起表示を貼り周知している。
- 店内を出入りする際は、対面通行者との衝突転倒事故回避のため、台車は引くことを基本に左側通行を徹底している。
- スイングドアや通路上における激突転倒災害防止のため、右側通行とし、その旨を表示している。
- 開店前に床清掃することを徹底している。
- 朝、昼、晩と1日3回、店内の床清掃を行っている。
- すべりやすい個所にはマットを設置している。
- 雨天時で店内の床が濡れたら、気づいた従業員が必ず床拭を行うよう徹底している。また、店内に「足元注意！」の看板を設置し、注意喚起している。
- 床の濡れ部については、その部門の責任者の役割として、すぐ拭かせている。
- 床が濡れているところは、その部門が率先して拭くようルール化している。（用具：モップ、水分吸収ワイパー）
- 床清掃後はすべりやすくなるため、完全に乾かすことを徹底している。
- 惣菜・鮮魚・精肉部門の作業場では、転倒防止のため、耐油性（すべりにくい材質）の長靴を使用している。
- 通路に野菜の葉くずがあることで転倒のリスクが増加するため、作業後の床状況の確認と清掃を徹底している。
- 廃棄段ボールによるつまずき転倒災害防止のため、形状、サイズ、向きを考えて積むようにしている。
- 品物運搬用台車はブレーキ付のものを使用し、勝手に動いてつまずくなどの災害防止に努めている。
- 特にすべり易く危険な個所には、すべり止めテープを貼っている。
- 転倒時に頭部への衝撃緩衝のため作業帽の着用を推進している。
- 商品を持って移動するときは、必ず足元確認を行う。（特に路面や階段部）
- 慌てず走らず運動の実施。

【腰痛予防対策事例】

- 出勤時に職場体操を実施している。（店内放送♪）
- 朝礼前に腰痛予防体操やストレッチ体操を実施している。
- 腰痛予防体操のやり方を掲示し、各自で実施している。
- 商品を持ち上げる時、腰に負担がかからないような作業方法（膝を曲げる、前かがみや背中を丸めずに持ち上げるなど）を定めて実施している。
- 重量物は両手で持ち、物によっては二人で運搬するよう徹底している。
- 腰痛を防ぐ荷物の適切な持ち方を掲示し、周知徹底している。



- 無理な姿勢で作業しないことや腰をひねって物をとらないよう指導している。
- 両足をそろえて荷物を持たないよう指導している。
- 腰曲げ作業、上下動作による作業を禁止している。
- 荷物を持ち上げる際は、しっかり掴み、腰部に余計な負担がかからないよう、すべり止め機能付き手袋を着用させている。
- 商品を運搬するときは、必ず台車を使用し、腰への負担軽減を図るよう朝礼等で指導している。
(オン・ザ・カート)
- 荷卸し、品出しの際は、腰痛にならないように「カット台車（物置台が二段のもの）」を利用して、無理な姿勢にならないようにしている。また、台車の転倒による腰部のひねり防止のため、積載量やバランスを事前に確認してから運搬することを徹底している。
- 商品はカット台車を利用して運搬するとともに、当該台車上（腰の高さ）で作業することにより、腰痛予防につなげている。
- 肩より高所にある荷物を降ろす際は、男性従業員が補助するか、代行することにより、腰痛予防を徹底している。
- 倉庫内の整理等は、腰を痛めないように管理職が必要な指導を行ってから実施するようにしている。
- 入社が浅い者は腰痛を起こしやすいので、特に注意し、適正な作業方法を指導している。
- 体に負担をかけないよう基本動作5原則を徹底している。
 - ①腰の高さで作業する、②両手を使い作業する、⑤ムダな動きをしない、④ムダな話をしない、⑤商品の直置きはしない。



【各災害共通対策事例】

- 労働災害防止に関するマニュアルを作成し、新入社員研修やミーティング等で教育指導している。
- 労働災害が発生する可能性がある作業場に危険ステッカーを貼り注意喚起している。
- 朝礼等で危険個所の確認と改善を促している。
- チェックリストを用いて定期的に店内を巡視し、問題点を共有化することを推進している。
- 店長巡回の際に不備な個所を写真に撮り、各部門の責任者へ伝達し、改善させている。
- リスクアセスメントを実施し、労働災害のリスク低減に努めている。
- 安全作業を促す注意書きのラミネート掲示版を作業場に貼り、注意喚起している。
- 安全啓発ポスターを自作し、掲示することにより、安全意識の高揚を図っている。
- 社内の他店事故事例を「労災かわら版」として、各売場の後方や休憩室等に掲示し、事故の再発防止に努めている。
- 労働災害が発生した場合は、安全衛生委員会を緊急に開催して再発防止対策を検討し、実施している。
- 従業員の年齢が高齢化しており、健康保持増進活動に関して、産業医に指導を受けながら取り組んでいる。

- 従業員の疲労は労災発生につながりやすいため、無休憩、睡眠不足、連続出勤等の無いよう、休日スケジュールやシフト割等に十分配慮するよう各部門のチーフに指導している。
- 事故・災害情報を全員が閲覧できるよう掲示板に掲示し、その災害等について各自が意見を書けるようにするなど、意識高揚に努めている。
- 墜落・腰痛等が比較的発生しやすい、カートラックによる商品の運搬作業については、「作業手順書」を作成し、当該手順書に基づく指導の徹底を図っている。また、新規入社者には「作業手順書」に基づいて教育を実施している。（本手順書は、作業の状態がわかる写真、急所、注意事項、禁止事項、必要な知識が示された1枚ものです。）
- 週ごと重点的に実施する項目を定めた、「52週5S計画」を策定し、実施している。
- 入社時教育で、台車の使用、脚立作業、腰痛予防に関する教育を実施し、労災予防に努めている。
- 本社から配布されたDVDビデオ（職場内事故ゼロを目指して～安全教育を徹底しよう～）を新規入社者に見てもらい、職場内事故に対し、理解してもらうことを実施している。
- 毎月、各部門会議にて安全教育と安全委員会を実施している。
- 毎月1回、安全衛生委員会を実施し、職場環境整備を行っている。
- 毎月1回、安全衛生委員会を実施し、労働災害事例の確認や危険個所の洗い出しを行い、再発防止に努めている。（安全衛生意識を向上することができる。）
- 毎月1回、労使で職場巡視を実施し、危険個所の早期把握と改善に努めている。
- パートタイマーの意見を吸い上げて、危険個所の改修対応を早期に実施するようにしている。

【足立労働基準監督署より】

- 1 各事業場には、経営トップ（社長・店長）の安全衛生方針を表明するよう要請しましたが、表明したものは、全労働者に伝わるよう、必ず職場内に掲示してください。なお、第三者（お客様や取引先等）に見える個所にも掲示し、安全衛生管理について経営トップ自ら積極的に取り組んでいる旨をアピールすることも重要です。
- 2 安全推進者の配置について、配置の対象外という報告が若干みられましたが、安全管理者を選任している事業場以外のところはすべて対象となりますので、直ちに適任者の配置を行ってください。なお、当該推進者を安全衛生委員会等の委員にすることが望ましいです。
- 3 前回送付した、「卸・小売業の安全衛生巡回チェックポイント」を活用し、今後は、安全管理者・安全推進者等の定期的な職場巡回を行い、労働災害につながる問題点の把握と早期改善に努めてください。

